

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 9月11日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	ほう酸水注入系ほう酸水貯蔵タンク液位計において、液位が変動する要因が無いにもかかわらず、21.2立方メートルから21.8立方メートルまで上昇し、安定した事象が認められたため、当該液位計を点検・修理。	GIII	
2	1・2号廃棄物処理設備	1号機廃棄物処理補機冷却海水系ポンプ(A)吐出逆止弁において、動作不良による逆流が認められたため、当該弁を点検・修理。 なお、現状下流側弁の閉により逆流は停止。	GIII	
3	その他	処理済み海水貯蔵タンク(仮設備)No. 1の下部底板と側板の接合部において、わずかなにじみ(汚染無し)が認められたことから、当該部分を点検・修理。	GIII	